



日本高野連発第23-0091号
令和 5 年 12 月 1 日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
加 盟 校 校 長 殿
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 寶



部員不足による大会参加の特別措置の一部改正について

本日開催しました令和 5 年度第 6 回理事会において、「部員不足による大会参加の特別措置」（平成 24 年 5 月 24 日付け通達）の一部を改正しましたので、下記の通りお知らせします。

ご承知のように、高等学校野球における大会参加について、前提として、参加チームは当該加盟校を代表する選手によって編成された単独チームとし（大会参加者資格規程第 3 条、第 5 条第 1 項）、また、大会参加の機会はすべての加盟校に開かれています。

しかし、少子化の進展など社会の変化に伴い、いわゆる統廃合、廃校及び小規模校の増加が生じ、その影響により、部員不足の加盟校は大会参加の機会が失われることとなり、課題となってきました。そのため、当連盟では、従前より、部員不足により大会参加の機会が失われることのないよう、「統廃合による大会参加の特別措置について」（平成 9 年 5 月 23 日付け）、「廃校となる野球部の特別措置について」（平成 12 年 6 月 7 日付け）、及び「部員不足による大会参加の特別措置」（再掲）というふう

に特別措置を講じてきました。

「部員不足による大会参加の特別措置」により、公式戦（春季大会・選手権大会・秋季大会）への参加について、条件を満たせば、いわゆる部員不足による連合チームの参加を認めることとしました。最初に適用された第 94 回全国高等学校野球選手権地方大会では、25 校 11 チームが参加しました。しかし、その後も少子化はさらに進み、第 94 回大会から 10 年以上経過した本年の第 105 回全国高等学校野球選手権地方大会では、部員不足による連合チームは 385 校 128 チームとなっています。また、5 年毎の記念大会で実施している高校野球実態調査では、2012 年 5 月末時点で部員数が 10 人未満の加盟校は 140 校（加盟校全体の 3.5%）であったのに対して、2022 年 5 月末時点では 509 校（全体の 13.4%）となっています。さらに、部員数だけではなく、加盟校の所在地、移動のための交通手段・時間、加盟校間でのこれまでの交流などに配慮することも必要となっています。

このような状況に鑑み、少人数で活動する加盟校に対して、大会に参加する機会をより一層確保するため、下記の通り、「部員不足による大会参加の特別措置」の一部を改正します。

記

(1) 部員数不足の連合チームでの大会参加

- ① 原則として、大会参加資格を有する部員数（以下、部員数という）が8人以下の学校同士で2校以上の連合チームを編成し参加することを認める。ただし、部員数が9人以上の学校を1校のみ加えることができる。この場合、部員数の合計は当該大会の登録人数を上限として連合チームを編成することとする。

- ② 関係校間の距離は問わないが、同一都道府県内の加盟校同士に限定し、原則として週2回程度の合同練習をすることが望ましい。

- ③ 適当な相手校が無いなどの理由で連合チームが組めない部員数不足校には、単独廃校の場合と同じルールを適用することも可能とする。

ただし、母体となる部員数不足校の部員は最低5名は在籍しているものとし、他校から部員の派遣協力を受けた後の当該校部員数は10名を超えないこととする。

（例：5名の場合⇒最大5名を派遣協力可能。6名の場合⇒最大4名を派遣協力可能。

7名の場合⇒最大3名を派遣協力可能。8名の場合⇒最大2名を派遣協力可能。）

- ④ 連合チームの申請後の不祥事による選手不足は再連合を認めず、関係校はすべて不出場とする。（不祥事による選手不足は部員数不足と認定しない）

- ⑤ 連合チームの組合せは、当該大会（春季大会・選手権大会・秋季大会）ごとに所属連盟に届け出て、承認を得ることとする。

- ⑥ 選手登録する部員がいない加盟校（マネージャーや記録員のみが在籍）も連合チームの対象とすることは可とするが、この場合も原則として週2回程度の合同練習をすることが望ましい。

(2) 大会参加申し込みと引率責任者

- ① 大会参加申し込みは、連合チームが関係するすべての学校長の承認印を必要とする。

- ② ベンチ入りする責任教師、監督は関係する学校長の協議で選任、所属連盟に登録する。

また、試合当日は関係する高等学校の引率責任者が生徒を必ず引率することとし、ベンチ入りできない責任教師もスタンドなどで観戦、常に待機すること。

- ③ 大会参加の名称は関係校で協議し、連名もしくは頭文字を組み合わせたものなどいずれでもよい。

(3) ユニフォームなど

用具（帽子、ユニフォーム（上下）、アンダーシャツ、ストッキング、打者、走者用ヘルメットなど）については、特に連合チーム間で統一する必要はない。

上記以外に生じるケースや問題については、当該都道府県高等学校野球連盟と日本高等学校野球連盟がその都度協議して判断する。